

< 論 説 >

「後進地域（低開発地域）」の開発と財政金融

池 上 和 夫

はじめに

周知のように、戦後日本の地域開発は、1950年策定された国土総合開発法、北海道開発法等によって制度的な基礎が築かれたが、特に後進地域の格差是正の方針を含めたその本格的展開は、1960年12月閣議決定された「所得倍增計画」「国民所得倍增計画の構想」を基礎とした「全国総合開発計画」（1962年10月閣議決定）においてであった。

すなわち、「国民所得倍增計画の構想」においては、すみやかに国民総生産を倍增するとともに、完全雇用の増大をはかり、国民生活水準を大幅に引き上げるとともに、特に農業と非農業、大企業と中小企業の間や、地域相互間、所得階層間に存在する生活上および所得上の格差の是正につとめて国民経済と国民生活の均衡ある発展を期す事がうたわれていた。また、この「構想」には計画実施上特に留意すべき点の1つに、後進地域の開発促進をあげ、後進性の強い地域の開発促進と所得格差の是正のために国土総合開発計画を策定して資源の開発につとめ、税制や金融、公共投資補助率等については、特段の措置を講ずるとともに必要な立法措置を行い、地域に適合した工業の分散をはかり、地域住民の福祉向上とその地域の後進性を克服する方策が述べられていた。経済成長が地域間の所得格差や過大都市への産業・人口の集中をもたらして地域経済における問題点が明らかになり、これに対して地域的平等主義、経済の拡大均衡の要求が生まれてきたのである。

これを受けた「全国総合開発計画」の開発政策は、過密地域、整備地域、開発地域に三区分され、開発促進の方法においては、工業開発地区、地方開発都市の2種類の拠点主義をとっていた。この計画までに制度化されていた北海道開発法をはじめ、首都圏整備法、東北開発促進法、九州、四国、中国、北陸の各地方開発促進法や後進地域の公共事業に係る国庫負担割合に関する法律、低開発地域工業開発促進法、新産業都市建設促進法など国土総合開発法以外の各種の地域開発法をこの全国計画の中に体系化しようとしたものであった。

本稿の課題は、地域間（所得）格差の是正と大都市への産業・人口の集中の抑止を図り、1960年代に本格化する地域開発の展開過程を、「後進地域（低開発地域）」山梨県を対象に財政金融を中心にして具体的に検証することにある。山梨県は、「全国総合開発計画」によれば整備地域に

該当し、東京のもつ外部経済集積の利益享受の多い地域であり、工業分散を誘導するための基盤整備を行うことが期待された地域であった。一般に、地域開発の政策手段としては、①立法による規制と計画化 ②公共投資 ③開発金融 ④税制上の優遇措置 があり、このうち、①と②は政府自らが担うものであり、③と④は地域開発の現実の担い手である民間企業などの設備投資に対して金融税制面から優遇政策を行い刺激するものであるとされる¹⁾。ここでは①、②を前提にして、③と④に重点を置いて検討する。③については特に山梨県唯一の地方銀行、山梨中央銀行の動向を見る中から課題に接近する方法をとりたい。なお、対象時期は主に 1960 年代である。

I 「後進地域（低開発地域）」における財政金融措置

先に見た「国民所得倍増計画の構想」における「後進地域」の開発促進に関する立法措置としては、1961年6月に制定された「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」と同年11月に制定された「低開発地域工業開発促進法」がある。まず前者についてみよう。

①「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」による差等補助

「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」（以下、「国の負担割合の特例に関する法律」と略記）案の提案理由は以下のようなものであった。「わが国の経済の発展と住民福祉の向上を図っていくために近時特に地方開発の必要性が強調されております。すなわち開発の遅れている後進地域の産業立地条件を整備し、その体質を改善して行くことが、所謂地域格差を是正し、わが国経済を全国的に均衡を保って一段と進展させるために極めて緊要と考えられているのであります。それがためには、今後これらの後進地域において公共事業の増大することが期待されるのであります。財政力が充分ではなくその消化が容易ではない地域の開発に関する公共事業については、国の負担割合を高め、当該地域の負担を軽減して公共事業の実施を円滑ならしめ、もってこれらの地域の経済基盤の強化と住民福祉の向上を促進する必要があります」。また、従来の各地方開発促進法および地方財政再建促進特別措置法に基づく制度は、開発を必要とする後進地域を網羅しておらず、過去に赤字を出した団体であるかどうかの主眼をおいているので、地方団体間相互の均衡を欠いており、現状に即していないので、これらの制度を統合して、あらたに全国的に後進地域の開発推進を図る統一的な財政援助制度を設けることとした、というものであった²⁾。

法律の適用団体については、地方交付税制度上の基準財政収入と基準財政需要額との比率を基準として都道府県における過去3カ年の財政力指数が0.46に満たない場合に適用団体になる(市町村は適用団体にならない)。自治省は都道府県が適用団体に該当するか否かに財政力指数を用いることは当初から考えていた。地域的に見て、後進性と財政負担能力が乏しいことの両面を表すものとして、県民所得や産業構成と相関度も非常に強い財政力指数が適当であると捉えており、0.46という財政力指数は、直近の過去3カ年、1958、59、60年の全都道府県平均値が

0.457であったからである³⁾。

また、適用の対象となる事業は、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、林道、道路など真に後進地域の開発に寄与するもので、具体的には政令で定めるもの。国の負担割合の引上げ方法は、実態に即し、かつ簡明に行うことが望ましいとの方針の下に、各適用団体ごとに財政力指数が0.46に満たない数値を引き上げ率の基礎とすることとし、財政力指数の最も低い団体の引上げ率が25%となるように一定の算式によって決定する、としていた。

この算式は財政力指数が、0.46に達しない団体の引上げ率が最低1%となり、財政力指数が

$$\text{国の負担割合} = 1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

減少するにつれ、指数0.01につきおおむね1%ずつ国庫負担率をかさ上げし、財政力指数が最小の団体が常に最高の25%の引上げ率となるように設定されていた。従って、適用団体自身の財政力指数が変動しなくても最小の財政力指数が動けば引上げ率は変化することになるので、毎年引上げ率は自治大臣が算定して関係の各省庁や適用団体に通知することになっていた。このようにして算定された引上げ率を、2分の1、3分の2、4分の3と定められている開発指定事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に乗じて適用団体に対する国の負担割合が算定されたのである。

たとえば、引上げ率が最高の1.25となる適用団体においては、国道改修費についてみると、通常の国の負担率が4分の3であるので、引上げ後の国の負担率は、1.25に4分の3を乗じて0.9375となる。もっとも、引上げた後の適用団体の負担割合が1割に満たない場合は1割と定められていたので、国の負担割合は最高9割となる。つまり、このケースでは国の負担割合は、通常の国の負担割合に1割5分かさ上げされ、地方団体の負担はそれだけ減ることになり、わずか1割の負担となるのである。

ところで、同法は、本格的な国民所得倍増計画予算といわれる一方、地域格差の是正が予算編成方針で初めて言及された1961年予算に関連して制定されたものである。同計画は、「階層間の所得格差や地域間の経済力格差あるいは過大都市化の防止など、総じて成長に伴って必然化する格差の是正を政策の中に含み、政府は倍増計画実施の中で全国総合開発計画の策定を中心とした地域開発政策を推進し、そのために法的整備を進めるとともに、補助金の活用や税制上の優遇措置を講じようとしている」。特に補助金については、同法により補助事業について、財政力格差に応じて補助率に格差を設け、これによって「一般財源としての地方交付税に加えて、特定財源たる補助金による財政調整が制度化されたものであり、高度成長期の財政政策の中で財政調整が強化されたことが示されている」⁴⁾。この背景には高度経済成長に伴う税収増があったことは言うまでもない。

とにかく、これによって一定以上の事業量をもつ河川の改修、砂防設備、道路改修などの補助

にかさ上げが認められことになる。国庫負担のかさ上げ率は財政力が最小の適用団体の場合に2割5分増となるように算定されたこの国庫負担引き上げ方式は、従来は負担割合が事業別に全国画一的に定められていた公共事業の国庫負担率について、はじめて本格的に団体の財政力に応ずる差等補助率制を取り入れたものとして大きな意義を持つものとされている⁵⁾。

では、対象とする山梨県にどのような影響があったのであろうか。山梨県は1953年度に2億円の赤字を計上し、翌年度には累積赤字が6億5千万円に達していた。1955年度に入ってから財政の窮乏はさらに進み、前年度からの繰越赤字を加えると累積赤字は約8億円にもなり、ここに至り県は「地方財政再建促進特別措置法」(以下、「地財法」と略記)の適用を自治庁に申請し、1956年4月に「地財法」による財政再建団体の指定を受け、財政再建債を発行することが認められた(全部適用団体の財政再建)。当初、再建期間は1956年から1963年までの8年間であった。なお、県内では甲府市はじめ5市6町村(1957年1月末現在)に「地財法」が適用されて再建団体の指定を受けていた⁶⁾。

恩賜林からの木材収入に基づく恩賜県有財産特別会計からの一般会計への繰入れや、経済成長に伴う県税収入の増加などによって、予定より1年早く財政再建団体から脱却した山梨県は、財政再建期において、地方負担をとまなう主要な公共事業全体の国庫負担率を引き上げた「地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律」(1956年5月)の適用を受けていたが、この臨時特例法が廃止されるのを契機として(1959年3月失効)、「国の負担割合の特例に関する法律」の適用を受けている。この法律は「地財法」17条や東北、九州、四国地方の「開発促進法」に基づく国庫負担率の特例制度を1963年までに漸進的に吸収しようとしたものであり(この特例制度は都道府県については1961年度に廃止)、既にふれたように、財政力指数が全国平均の0.46に満たない財政力の弱い都道府県が公共事業を消化できるように国の負担率を増やす目的で作られた法律である。

第1表からもわかるように、山梨県の財政力指数は1958、59、60年平均0.235で、最下位の鳥取、徳島、鹿児島、秋田に次ぐ下位から5番目(最下位のDグループ)であり、1961年度に「国の負担割合の特例に関する法律」が適用される35県のうち最高の2割5分のかさ上げ率が適用されることになった。

ちなみに、「地財法」17条に基づく財政再建団体の公共事業の国庫負担率引上げ制度である指定事業制度は、当該団体に対して人件費、物件費等の節減とともに、公共事業についても抑制させる一方、通常为国庫負担率を引上げることによって財政再建を促進させようとするものである。そのために再建団体の1952年から54年度まで3年間の平均公共事業費か、1954年度の公共事業費のいずれか低い方の額の75%を基準事業額とし、この基準事業額以下の事業量の場合に通常为国庫負担率を2割引上げることとした。当初は基準事業量をこえる場合には原則として国庫負担率の引上げを行わないことになっていたがその後、基準事業量をこえる場合にも、そのこえる程度に応じて国庫補助率の引上げ程度を逡減させる方式に改められたのである。しかし、

第1表 財政力指数及び引上率（昭和36年度）

都道府県	財政力指数					引上率
	33年度	34年度	35年度	計	平均	
大阪	123.7	119.5	134.1	377.4	125.8	—
神奈川	111.9	114.5	125.0	351.5	117.1	—
東京	103.9	107.2	109.5	320.7	106.9	—
愛知	98.7	95.6	105.7	300.1	100.0	—
静岡	78.4	76.3	89.8	244.6	81.5	—
兵庫	83.9	75.5	83.2	242.7	80.9	—
福岡	73.5	71.8	75.8	221.2	73.7	—
京都	70.5	70.3	71.8	212.8	70.9	—
広島	53.9	51.1	59.2	164.2	54.7	—
山口	54.8	47.3	60.2	162.4	54.1	—
埼玉	53.8	52.4	52.4	158.7	52.9	—
三重	49.7	39.7	48.5	137.9	45.9	1
岐阜	46.2	41.8	49.6	137.7	45.9	1
富山	47.8	37.3	46.0	131.2	43.7	3
滋賀	46.9	33.9	48.9	129.8	43.2	3
千葉	41.0	37.6	50.8	129.5	43.1	4
長崎	44.0	40.2	43.5	127.9	42.6	4
和歌山	43.2	33.1	48.6	125.0	41.6	5
茨城	39.8	38.2	45.0	123.1	41.0	6
石川	42.1	36.5	41.7	120.3	40.1	7
岡山	42.8	36.0	40.8	119.7	39.9	7
栃木	40.4	36.6	42.4	119.6	39.8	7
北海道	39.7	36.0	39.4	115.2	38.4	9
愛媛	36.1	34.7	44.1	115.0	38.3	9
群馬	39.1	35.7	38.8	113.6	37.8	9
新潟	38.3	34.4	38.7	111.6	37.2	10
長野	38.1	34.6	37.2	110.0	36.6	11
香川	35.9	31.9	34.8	102.6	34.2	13
宮城	32.8	32.1	37.6	102.6	34.2	13
奈良	35.9	30.5	31.2	97.7	32.5	15
福島	31.5	28.8	32.3	92.7	30.9	17
福井	32.0	27.9	32.6	92.6	30.8	17
熊本	31.0	29.0	31.7	91.8	30.6	17
佐賀	32.5	29.0	27.5	89.2	29.7	18
宮崎	29.2	26.9	30.4	86.7	28.9	19
大分	29.1	27.1	29.8	86.1	28.7	19
青森	28.6	26.6	29.1	84.3	28.1	20
岩手	27.9	24.0	30.2	82.3	27.4	21
山形	27.6	24.9	26.2	78.8	26.2	22
高知	25.3	22.2	25.8	73.4	24.4	24
鳥根	25.9	20.8	25.4	72.2	24.0	24
山梨	24.3	22.3	24.1	70.7	23.5	25
秋田	23.2	21.1	25.1	69.5	23.1	25
鹿児島	23.5	22.0	23.9	69.5	23.1	25
徳島	22.6	21.8	24.9	69.4	23.1	25
鳥取	23.8	21.0	24.3	69.3	23.1	25

出典：茨木広「後進地開発と地方財政」全国知事会『都道府県展望』31号，1961年4月

国庫負担率最大2割の引上げは、先にふれた国道改修費を例にとると、通常の国の負担率が4分の3であるから、引上げ後の国の負担率は、1.2に4分の3を乗じて0.9となり、国庫負担率9割、再建団体の負担は1割となる。したがって、これが適用される場合と率そのものは同じになるが、再建団体は事業量そのものが圧縮されている分、国の負担額は少なくなるから、山梨県の場合は地財法による補助より「国の負担割合の特例に関する法律」の適用団体になる方が有利とみられていた⁷⁾。すなわち、1956年、再建団体の指定を受けた時に借り入れた6億7500万円の利子に関しては国から利子補給があったにしろ、1年繰り上げによる利子の節約は700万円にもなり、なによりも1年でも早く指定解除により県財政の自主性を取り戻す事は、中央からの制約を逃れ、自治体本来の行政に帰る上では必要な事であった。

その際、「地財法」に代わる高率補助が期待できる「国の負担割合の特例に関する法律」が制定された事が、後進地域の財政再建団体の指定解除を促した要因ともなっていたのである。県の総務部長は、県議会での財政再建期間を短縮することに反対する意見に対して、再建団体には予算作成上の制約があり、自治権の問題が生じるが、再建団体でなくなればそれらの制約から免れると述べ、さらに次のように答弁している。

「さらに申すならば、再建団体でございまして、財政的に非常にこれまで得があったわけですが、後進地の開発特別法（注：「国の負担割合の特例に関する法律」のこと）というものができましたために、再建団体であるとないとを問わず、同じように財政措置がしてもらえるとということになりますと、財政再建団体でとどまっている理由があまり意味がないわけではございませぬ⁸⁾」

とはいえ、県が再建団体である期間に起きた1959年の7号台風などによる60年ぶりの大災害に際し、再建団体であるが故の高率補助金の適用によって災害復旧費を中心とした国庫支出金の大幅な増加があったことも忘れてはならない。周知のように、国庫支出金は、通常、国庫補助金、委託金、負担金に分類されるが、その中心は補助金である。被害の前年の1958年には19億円に過ぎなかった補助金は、1959年には一気に2.8倍の54億円に跳ね上がり、1960年には83億円と2年前に比し4.4倍に急増している。1959年の国庫支出金の80%、1960年の国庫支出金の85%が補助金であるが、これらは主として2項目で補助金の90%以上を占める土木費や産業経費などに含まれている1959年台風被害に関する災害復旧事業費であった。これらは財政再建中の高率補助などが適用された結果であり、この災害復旧事を通して道路舗装率が全国で第4位となった事なども指摘されている⁹⁾。

② 国の地域開発立法に基づく地域開発

「後進地域」の開発促進に関係するもう一方の立法措置である、「低開発地域工業開発促進法」（以下、「工業開発促進法」と略記）は1961年11月に公布されたものであり、後みる「首都圏整備法」に基づく都市開発区域指定とともに、「工業開発促進法」による工業開発地区指定は、国の地域開発立法に基づく地域開発の中心に位置していた。「工業開発促進法」は、既にふれたよう

に、「国民所得倍増計画」実施に伴い、「国の負担割合の特例に関する法律」と共に立法措置されたものであった。これはまた、後に閣議決定された「全国総合開発計画」の拠点開発のうちの中規模の工業開発拠点の開発実施法といわれたものである¹⁰⁾。

同法は全11条からなり、「後進性の強い地域の開発促進ならびに所得格差是正のため」に、低開発地域における工業の開発を促進して雇用を拡大し、地域間の経済的格差の縮小をはかることを目的としていたが、第7条以下はこの法律の実体をなす開発地域に対する国の援助措置が規定されていてこの法律の核心部分である。主な優遇措置は指定地域に新增設された工場の償却資産への特別償却制度の採用、地方税の減免に対する地方交付税の補填措置、および政府関係金融機関（日本開発銀行、中小企業金融公庫など）からの融資や地方公共団体による資金の斡旋などの金融的措置であった。これに伴い県税の特別措置に関する条例が制定された。

すなわち、第7条は、法人税または所得税の減価償却の特例措置についての規定であり、開発地区に製造業の用に供する設備が新設・増設された場合、一定の要件を満たしているときには租税特別措置の定めるところにより、その企業に課せられる法人税または所得税の算定の際、当該設備に対して特別の償却を認めるものであった¹¹⁾。第8条は、地方税の減免を伴う措置である。開発地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、または増設した者に対して地方公共団体が事業税、不動産取得税、固定資産税を課さず、または不均一課税を行った場合、それらの措置が一定に要件に合致するときは、措置に伴う減収額を基準財収入額から控除することによって地方交付税より補填するものである。第9条は、金融面の優遇措置についての規定である。開発地域内の製造事業の用に供する施設の整備について、必要な資金の確保等の援助に努める義務を国や地方団体に対して課したものである。具体的には日本開発銀行等の政府金融機関に対して国が十分な財政投融资を行い、これらの機関を通して当該企業に対する融資を行わせるものである¹²⁾。

この「工業開発促進法」は山梨県における地域開発に1つの転機をもたらしたものであった。1951年に知事に就任し、以後1967年まで4期16年知事を務めた天野久は、スローガンとして終始一貫、「貧乏の殻を破る」ために「富める山梨」を掲げていたが、従来の1950年代の県の開発は、電力、森林等資源開発、道路建設を中心に進められてきており（全国的に見ても戦後まず行われた開発計画は資源開発型）、「工業開発促進法」にもとづく地区指定を契機として、ようやく工業開発政策が進められるようになったからである。1962年9月に1次指定として71地区が決定され、その後、指定、指定解除が行われ、全国で96地区、国土面積の約15%が「工業開発地区」として指定され、その後も、区域の拡大、追加指定などがあった¹³⁾。

この1962年の1次指定により、1962年9月、山梨県では甲府地区として、甲府市など1市2町3村が低開発地域工業開発地区に指定されている¹⁴⁾。当該市町村は指定後直ちに「甲府地区開発推進協議会」を設立し、工業開発構想を立てて地域開発の促進を図ることになった。これにしたがって、地区の南西部地帯に工業団地を造成し、これを中核として新市街地を建設して人口の

増加を図るなどの計画が実施された。しかし、「具体的な開発計画を策定し、工業基盤整備事業を推進するにあたっては、県が中心となって実施しなければ、その実現は期し得られないものがありますから、なにとぞ、地域発展の拠点であります甲府地区の開発事業を積極的に推進されるよう」県に陳情を行っていた¹⁵⁾。もともと開発地区の指定は知事の申請に基づいて行われるところからしても県の主導性が強いものであった。

その県当局は当初、峡北峡西地区、甲府盆地地区、峡南地区、富士北麓地区の4地区を申請したが、その後の折衝中、1つの県で一地区以上は無理であることがわかったので、甲府盆地地区と韮崎地区を1つとして申請していた¹⁶⁾。

なお、「工業開発促進法」第7条、9条はいわば国による直接的な措置を制定したものであるが、8条による措置は地方団体が条例を定めて行うものであり、山梨県では1963年7月制定の県条例で、低開発地域工業開発地区における県税の特別措置を定めて、条件を満たし県内の産業の振興に寄与すると認められる場合、事業税、不動産取得税、固定資産税について課税免除される旨を規定していた。

国の地域開発の本格化は、1960年代以降のことになるが、県は既に1950年に成立した「国土総合開発法」にあわせて、同年、山梨県総合開発審議会条例を制定し、総合開発計画を策定していた。特に、財政が厳しい中で積極政策をとった4期16年間の天野県政期は、既にふれたように、「富める山梨」を目指し積極策が展開された時期で、彼は、この「総合計画」に基づき野呂川総合開発計画を提案したのを初めとして、西山県営発電所の建設、笹子隧道の開鑿、県民会館の建設などの五大開発政策を打ち出していった。

1960年代に入ると、産業振興を目的とした長期計画として1961年の「産業振興基本計画」、1964年には、最初の全県の長期開発計画といわれた「県勢振興基本計画」が策定されている。さらに、1966年の「首都圏整備法」の一部改正を契機に、同年4月県全域が首都圏に組み入れられ（以前は甲府市以東のみ）、「工業開発地区」に指定されていた甲府市など1市2町3村は、同年12月に「首都圏整備法」に基づく「甲府都市開発区域」にも指定され、指定された「甲府都市開発区域」内において製造の事業の用に供する設備を新設し、または増設した者に対しては県税の特別措置が講じられた¹⁷⁾。翌、1967年12月には「甲府市都市開発区域整備計画」が策定され、高度成長に対応した開発計画が推進された。こうした開発計画の具体的施策として、低開発地域における企業立地の促進、基幹工業団地の造成、基幹道路網の建設・整備、土地改良事業など広範な事業計画が実施されたのであった¹⁸⁾。第2表は、1950年代から70年代末にかけての山梨県地域開発関係事業を見たものであるが、発電所・ダム建設、道路・トンネル工事、工業団地建設などが中心になっているのが分かる。

第2表 地域開発関係事業

面積 No.	事業名	施行期間	総事業費	事業の概要
1	西山発電所建設	昭27～33.3	24億2,000万円	最大出力 18,400 k.w.
2	奈良田 〃	昭32～36.9	51億4,300万円	最大出力 第1 26,900 k.w. 第2 4,400 k.w.
3	野呂川 〃	昭36～38.12	28億2,900万円	最大出力 20,000 k.w.
4	野呂川林道建設	昭27～37.10	10億5,900万円	総延長 22.347 m
5	野呂川上水道	昭31～35.5	2億8,000万円	給水人口 32,000 人 (1人1日 150 ℓ)
6	新笹子トンネル	昭30～35.12	12億8,000万円	総延長 6,257 m (トンネル 2,953 m)
7	富士スバルライン	昭36～39.3	17億6,000万円	総延長 29,850 m (W 6.5 m)
8	新御坂トンネル	昭40～42.4	23億7,900万円	総延長 3,770 m (トンネル 2,850 m)
9	八ヶ岳横断道路	昭40～42.	1億2,000万円	総延長 17.4 km
10	国母工業団地	昭40～43.	約 42億7,000万円	総面積 97.27 ha
11	甲府バイパス	昭43～49.	55億円	総延長 14.4 km (W 22 m)
12	釜無川右岸土地改良事業 女坂トンネル	～48.	47億8,000万円	総面積 3,611 ha 導水路延長
13	南ア・スーパー林道	昭42～51.3	26億6,900万円	総延長 57.6 km (W 4.6 m)
14	中央道富士吉田線	昭38～48.12	820億円	総延長 92.7 km (県内 43 km <small>当初2車線現在) 天月まで4車線</small>)
27	〃 西宮線	昭42～53.	約 1,010億円	総延長 274.7 km (県内 79.1 km)
28	甲府北バイパス	昭47～51.	約 32億円	総延長 4.8 km (W 6 m)
18	広瀬ダム	昭45～49.12	53億円	総貯水量 14,300,000 m ³
21	釜無工業団地	昭46～51.	約 82億円	総面積 87.1 ha
22	流通センター	昭46～52.3	約 46億円	総面積 43.3 ha
15	阿口湖大橋	昭44～46.4	18億5,000万円	総延長 1.6 km (内橋りょう 600 m 車道 W 6.5 m 歩道 W 2.0 m)
23	笛吹川沿岸土地改良事業	昭45～57.	約 150億円	総面積 6,000 ha (導水路延長左岸 36 km 右岸 1.2 km)
19	勝沼バイパス	昭44～52.3	約 111億円	総延長 11 km (W 22 m)
24	広瀬発電所建設	昭48～50.2	6億400万円	最大出力 3,200 k.w.
25	天科 〃	昭48～50.3	22億4,000万円	最大出力 13,300 k.w.
26	柚ノ木 〃	昭48～50.3	43億860万円	最大出力 17,800 k.w.
20	甲西工業団地	昭46～51.	約 49億円	総面積 77 ha
29	荒川河川公園 サイクリングロード			
17	甲府精進湖線有料道路	昭45～48.	50億円	総延長 14 km
16	御岳昇仙峡有料道路	昭44～47.3	10億5,400万円	総延長 4 km
30	双葉バイパス	昭49～52.3	約 38億円	総延長 2.5 km (W 22 m)
31	荒川ダム	昭50～54.	約 185億円	総貯水量 10,800,000 m ³

出典：『山梨県新長期計画作定資料』昭和51年3月

③ 過疎対策¹⁹⁾

これらの開発計画と表裏の関係にある過疎問題に対しては、すでに県は1969年3月に、「山梨の過疎」と題する報告書を作成していたが、翌、1970年4月に「過疎地域対策緊急措置法」(以下、「過疎法」と略記)が公布された。この目的は、人口の減少が進行しつつある地域に対し、緊急の対策として、生活環境におけるナショナル・ミニマムを確保しつつ、開発可能な地域には産業基盤等を整備することにより、人口の過度な減少を防ぐとともに、地域社会の崩壊および市町村財政の破綻を防止することにあつた。このため、各種の行財政、金融、税制上の特別措置を講じることとされた。過疎地域の人口に歯止めをかけ、過疎地域に対する総合的な行財政措置を実施しようとしたのである。

県では、緊急措置法の過疎地域をその区域とする町村として、1970年当初、13町村が自治大臣による公示対象になり、のち、それは合計19団体となり、全体で県市町村の3割占めていた。また、過疎団体の面積は県土の41%、地目別では林野率が8割を超えており本県の特徴を示していた。

ところで、「過疎法」には、地域社会の再編、産業の振興と雇用の増大、住民福祉の向上、交通通信連絡の確保の過疎対策事業を実施するための特別措置として、財政上の措置、金融上の措置、税制上の措置、その他の措置、の4本柱が設けられていた。

金融上の措置は、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫による貸付利率の引き下げ、償還期間の延長などであり、税制上のそれは、事業用資産の買換えの特例や特別償却の認可、製造業者に対する事業税、不動産取引税、固定資産税や畜産業、水産業、薪炭製造業などの個人事業税などの地方税の免除と地方交付税による減収補填などである。このために1970年7月、「過疎法」にもとづき、山梨県過疎地域振興条例、同施行規則を制定公布した。県条例の目的は、過疎地域の市町村にその基盤整備を図るため、「資金の融通その他の財政援助を行うこと」(第1条)にあり、県は、市町村が行う過疎対策事業に必要な経費の財源に充てるため、当該市町村に資金を貸し付けるものとされた。また、同年10月には「山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例」が施行され、過疎地域での事業税などの減免が定められている。但し、過疎地域内において、山梨県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例の規定が適用される場合は除かれていた。

その他の措置は、過疎地での医療、交通の確保、国有林野の活用、農地の利用、基幹道路の整備であるが、その中で大きな意味を持っていたのが都道府県を対象とする基幹道路の整備であった。国の法律である「過疎法」によって基幹的な市町村道、農道、林道、漁港関連道などについては、財政力が弱い過疎市町村に代わって都道府県が事業を行うことができるとされ、代行事業に係る費用は都道府県が負担するが、これに対し国は既にふれた「国の負担割合の特例に関する法律」によって、そのような基幹道路整備事業を開発指定事業とみなし補助率のかさ上げを行ったのである。同法が地域格差を是正し、わが国経済を全国的に均衡を保って一段と進展させるた

めに制定された以上、過疎対策に適用されるのはごく当然の事であった。

財政上の措置は、2種類あり、いずれも市町村が対象となる。1つは国の補助の特例によって、学校統合にともなう建設、保育所の設置、消防施設などについては国の負担率を高めるものである。もう1つが「過疎法」にもとづく、いわゆる過疎債による財源調達であり、過疎地域市町村が必要とする経費を賄うために発行されるものである。過疎債の引受けには全額政府資金が充てられ、元利償還金は地方交付税の定めるところにより当該市町村に交付すべき交付税の算定上、基準財政需要額に参入されていた。

さらに、「過疎法」が公布された翌年、1971年6月に公布された「農村地域工業導入促進法」も「過疎法」と無関係ではなかった。この法律の目的は、農村地域への工業の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに、農業従事者がその希望および能力に従ってその導入される工業に就業する事を促進するための措置などを講じ、農業と工業との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化を目指すことにあった。この農村地域の中に、「過疎法」が規定する過疎地域も含まれており、同法のいう、その中での工業導入地域内において、農用地等の譲渡に係る所得税が軽減され、事業用資産の買換えの場合は課税の特例が適用され、一定の機械や装置ならびに工場用の建物などに特別償却が認められた。これらは総て租税特別措置法の定めるところによって実施される事になっていた。その他、地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置によって、事業税、不動産取得税、固定資産税が減免され、減収額は交付税措置によって手当てされる点は既にみた各種の県税に対する特別措置と同様であった²⁰⁾。但し、「農村地域工業導入促進法」に基づく条例が適用される場合は、先にふれた低開発地域、過疎地域に適用される県税の特別措置は適用除外となり（第2条）、重複準用は避けられていた。

II 地域開発と山梨中央銀行

Iでは、主として地域開発の政策手段としての税制上の優遇措置について山梨県を中心にみたが、次に地域開発金融と関連して、山梨県唯一の地方銀行である山梨中央銀行（以下、中銀と略記）の地域との関わりをみてみよう。周知のように、当時の地域開発のための政策金融機関としては、北海道、東北地方への投融資を担った北海道東北開発公庫と両地方を除く地域を対象とした日本開発銀行があるが、後者による地域開発融資は1959年から開始されている。しかしながら日本開発銀行による山梨県に対する融資は、九州、四国、中国、北陸の4地方に準ずる後進地域として1961年より始められたけれども、製造業の新設工事を中心に行った融資金額は比較的小額にとどまっていたのである²¹⁾。

敗戦後も引き続き山梨県金庫を担った中銀は、1950年末には県下全支店が県の支金庫となり、県税の収納、払下代金の収納、諸手数料その他の収納事務や俸給を始め補助金・交付金の支払いなど多岐に涉って県財政に関係する金銭出納事務を取り扱った。さらに、県金庫の取扱ばかりでなく、県内産業復興のための資金を供給する一方、県の財政調整資金貸出しや、県が推進す

る中小企業対策として県信用保証協会保証付貸出を行った。その保証残高は1951年3月末で総保証額の90%以上を占めていたのである²²⁾。

日本銀行甲府支店は、1951年度予算の分析で、県の財政が貧しく国家財政に依存する度合いが大であることを指摘している。冒頭、「本県財政は全国四位（島根、山口、高知に次ぎ）の貧乏財政といわれるが之は県財政における財源の七三%が国庫金乃至財政資金に依存している実情をさしているものである」と述べ²³⁾、一方、県税収入は13%しか占めておらず、しかも個人事業税など徴収実績はかんばしくなく、一般財源（県税および平衡交付金）の大部分（82%）は県庁費および教育費など人件費に充当されているから単独事業を行う余裕はなく、他方、既にみた天野久知事による貧困財政の緩和策としての開発、観光政策も前途多難であり効果は見出しがたいと指摘している。この中で、財政資金繰り状況にふれ、県金庫を担う中銀について、「県財政資金の預託に依存するところ大なる実情に鑑みその資金逼迫に拍車をかけるものとして深刻な悩を訴えている」と記し、10月以降になると県の歳出増にともない預託の引上げが行われると、同行の資金繰り逼迫に拍車をかけるのではないかと懸念が記述されている。同行が、この時期、財政資金の預託に依存する程度がいかに大きかったことをも物語っている証左である。

同じく日銀甲府支店の報告書からは、県財政の様相が財政資金繰りの観点から明らかになる²⁴⁾。県は1952年の年末手当、公共事業費支払に窮し大蔵省資金運用部から借入れをするほか、県内金融機関に預託していた歳計現金を引揚げざるをえなくなった。このことが信用金庫などに多大な影響を与え、また給与支払資金を中銀による県債引き受けおよび同行からのつなぎ融資で調達せざるをえない状態に追い込まれていたことが指摘されている。すなわち、「給与支払のソースがない為県では地元山梨中央に対し ①二十七年度起債で公募を認められた五〇百万円につき引受を求め ②別につなぎ融資を申込み公算が強いものとみられているが山梨中央としては、①起債については予算上定められたものであり県金庫としての立場もあるのでこの程度の引受けは起債条件に無理のない限り（レート年八分五厘、五年程度を予想）認めざるを得ないが ③つなぎ融資については既往にその例がなく且之が恒常化を来しひいては県財政の赤字を持込まれるおそれもあるのであまり好ましくないとの警戒態度を洩らしておりその動向は注視されている」。まさに県財政と中銀は一蓮托生の関係に置かれていたのである。

1956年、県が財政再建団体の指定を受け、赤字8億円を解消するための財政再建債（歳入欠陥補填債）を発行し、赤字を棚上げにして再建を図った際、中銀は再建債を引き受け（3億6000万、証書貸付形態）、さらに1957年5月には、1億1100万の事業債の引受、地方債3億5000万円の引受など、県の総合開発に協力し、その結果、有価証券残高に占める地方債の比重を高めていた²⁵⁾。

ところで、1963年の地方自治法の改正により従来の金庫制度から預金制度に変わったことに伴って、いわゆる指定金融機関制度が採用されたが²⁶⁾、まずそこに至る前史をみておこう。

山梨県においては、1946年8月告示の「山梨県金庫名称、位置及び出納区域」が1950年7月

告示により廃止され、さらに1954年にはそれが全面改正されている。中銀は、その前身である興益社が、破産した島田組に代わって1876年、官公金預金を一手に取り扱う県為替方を勤めて以来、第十国立銀行時代、第十銀行時代、山梨中央銀行時代を通して一貫して県金庫を担ってきたが、この1954年の改正においても、金庫名は明記されていないけれども、山梨県本金庫としてその位置が「甲府市常磐町」と告示されており、それが中銀を指すことは明らかであった。なお、1950年の地方自治法施行令の改正によって金庫事務取扱者については、議会の議決を経て定める事に改められたが、これは従来、「府県制及郡制ニ依ル費目流用並財務ニ関スル件」（1900年内務省令）により府県知事が定めていたものを改正したのである。但し、この議決はどの金融機関を指定金融機関とするかの認否議決であり、地方公共団体の長の提案に係わる指定金融機関以外の金融機関を指定金融機関とするような修正議決はできないとされ、もし議会が否決すれば、自治体の長は所定の手続きによって再度提案するか、または長によって専決処分することができるものであった²⁷⁾。

1954年の告示は、さらに1961年3月13日の告示により廃止され、同日、「山梨県財務規則」が制定された。県金庫については、その第9章に詳細に記載されるようになり、当規則別表に県金庫の名称および位置などが盛り込まれるようになった。因みに、当規則による本金庫の位置は甲府市常磐町であって従前と同じであり、県金庫の名称は「本金庫」であって（金庫名としては他に「県庁金庫」など30以上ある）、具体的に中銀と明記されてはいないのも以前と同様であった。当規則は、従来の県会計規則、財務取扱規則、物品取扱規則など6規則を廃止して制定されたものであり、1961年の財務規則は県の会計関係の歴史上、重要な地位を占めていると言える。なお、指定金融機関を定めたときには告示しなければならないが、告示の方法は財務規則に規定しても差し支えなくなったので、1963年の地方自治法改正後、1961年の財務規則を廃止し、1964年に新たに制定された規則もその名称は「山梨県財務規則」となっていた。

ところで、中銀が指定金融機関となったのは県だけではなく、たとえば県内最大の都市、甲府市や山梨市などにおいても告示や財務規則によって当該機関に指定されており、その他、地方公営企業法の規定に基づいて制定された「公営企業の金融機関を指定する規則」によって、中銀は山梨県営電気事業、山梨県営有料道路事業、山梨県営用地開発事業、山梨県営温泉事業、山梨県営病院事業の業務に係る現金を預け入れて保管する金融機関としての役割を担っていた²⁸⁾。

このように、中銀は県内唯一の地方銀行として、第二次大戦後においても県の金庫、指定金融機関としてゆるぎない地位を築いていたのである。もっとも、天野久が、戦後の公選初代知事である現職の吉江勝保を破った1951年知事選の後、吉江を支持した中銀頭取名取忠彦は、中銀が県金庫の役割を取り上げられるのではないかと真剣に恐れていた。名取は「明治初年以來、お預かりしている金庫をとられたらたいへんなので、口にこそ出さないが、「やるならやってみろ」という気になった」と述懐しているが²⁹⁾、この時の開き直った態度の背後に強い危機感があったように思われるとともに、指定金融機関（この時は未だ金庫）のもつ意味・重みを感じさせられる

出来事であった。

第3表は、1959年からの3年間のデータであるが、みられるように、日銀券の流通状況は、例年、6月と12月を除くと各月とも多額の還収超であり、その額は年間でみると、1961年には30億円を超えている。これは大企業がないために給料支払など発行要因が少ないこと、観光客の持ち込み現金、出稼ぎ人の持ち帰り現金が多いことに原因すると説明されている³⁰⁾。また財政資金面では、県財政の収入源が80%を国庫補助金に依存しているので、地方交付税・公共事業費・産業経済費など多額の政府資金が流入し、このため例年100億円前後の払超となっているのも見て取れる。明らかに財政資金が県内主要資金源の1つになっていたのである。その意味でも中銀の県の指定金融機関としての地位は極めて大きいものであるが、次に当該時期における中銀の県内での地位にふれておこう。

第4表は、前表と同じく、もとは日銀甲府支店の資料で1961年度、単年度のものであるが、この表から伺える事は、県内金融機関の総預金残高の中で46%の銀行総預金のうち71%を中銀

第3表 銀行券・財政資金のうごき

(日本銀行甲府支店調・単位・億円)

		銀 行 券			財 政 資 金		
		発 行	還 収	発還(△)超	支 払	引 揚	払還(△)超
34 年 度	4~6月	28.5	32.6	△ 4.1	85.3	65.9	19.4
	7~9月	28.3	41.1	△12.8	73.7	61.7	12.0
	10~12月	51.8	40.3	11.5	76.4	48.2	28.2
	1~3月	28.3	45.5	△17.2	75.7	52.6	23.1
	計	136.9	159.5	△22.6	311.1	228.4	82.7
35 年 度	4~6月	39.6	37.0	2.6	123.8	72.6	51.2
	7~9月	39.8	48.1	△ 8.3	88.8	59.5	29.3
	10~12月	63.6	49.5	14.1	104.0	61.6	42.4
	1~3月	33.6	52.8	△19.2	61.8	51.7	10.1
	計	176.7	187.5	△10.8	378.5	245.5	132.9
36 年 度	4~6月	48.5	49.3	△ 0.8	124.8	73.2	51.6
	7~9月	43.4	60.8	△17.4	85.8	63.3	22.5
	10~12月	80.3	68.3	12.0	93.2	56.8	36.4
	1~3月	44.0	70.2	△26.2	63.0	57.7	5.3
	計	216.2	248.6	△32.4	366.8	251.0	115.8

出典：山梨中央銀行『調査資料』No.23 昭和37年7月

第4表 銀行の預貸率(3月末一般預金残高対総貸出額比)

(日本銀行甲府支店調・単位百万円)

	一般預金残高	構成比	貸出残高	構成比	預貸率
銀 行	34,571	100.0	23,494	100.0	68.0%
当 行	24,465	70.8	20,193	85.9	82.5
4支店銀行	10,106	29.2	3,301	14.1	32.7
うち都市銀行	9,334	27.0	2,707	11.5	29.0

出典：山梨中央銀行『調査資料』No.23号 昭和37年7月

(当行) が占めているので、1 行だけで総預金残高の約 3 分の 1 近い割合に達していることである。

一方、貸出残高をみると、政府系金融機関の代理貸付業務によるものを含めた県内金融機関総貸付残高中 52% を占める銀行貸出中、中銀 (当行) のシェアは 86% であるので全体の 45% 弱となり、さらに預貸率は 83% ほどで、駿河銀行支店を除く、日本勧業銀行、富士銀行、協和銀行の都市銀行 3 行の支店のそれが 29% に過ぎないと比較して好対照となっている。都市銀行の県内支店が預金の殆どを県外に引き上げているのに対して、中銀がその殆どを県内企業等に還元している事が明らかになり、山梨県金融界に占める中銀の比重の大きさを知ることができる。ちなみに、第 5 表より 1960 年代半ば以降、当該期間の 10 年間の中銀預金シェアをみると、県内銀行に占めるシェアは 7 割前後、多い時は 4 分の 3 を占めており、県内金融機関の中でも常に 3 分の 1 を超える比率を占めていたことがわかる。県などの指定金融機関に指定されるのに相応しい地位にあったといえよう。

第 5 表 山梨中央銀行預金シェアの推移

(単位 %)

年 月 末	昭和 31.3	32.3	33.3	34.3	35.3	36.3	37.3	38.3	39.3	40.3
対 県 内 銀 行	67.1	67.8	66.4	66.8	68.0	69.8	70.9	72.7	74.0	74.4
対県内金融機関	36.2	36.7	35.6	35.6	35.7	36.3	35.0	35.0	34.2	34.1

出典：山梨中央銀行『創業百年史』474 頁

ところで、地域開発や過疎対策には巨額の資金が必要とされる。国の方針に基づく施策に対しては、かさ上げされた補助金の交付や地方税の減免に対する地方交付税の補填措置、同じく交付税措置が伴う地方債の発行が認められていたが、国庫補助があるにしても県独自の負担は残し、いわゆる「裏負担」や借入金の返済、交付税措置がともなわない県債の元利償還費は当然県の負担になる。これらの負担、返済、償還は最終的には地方税で賄わなければならないが、山梨のように依存財源 (国庫支出金、交付税、譲与税、地方債) が 7 割前後を占め、県税収入がわずか 2 割程度にすぎなければ、国庫に依存するか、地方債発行に頼るか、民間金融機関からの借入しかない。一方、特に地方債の引き受け手が指定金融機関である場合も、金融機関にとっては地方債を含めた有価証券運用が一般的には貸出しに代替する「余資運用」であるので、収益確保の点からも重要な運用手段である事は言うまでもないが、他方、地方債の引受がその市場流通価格の観点から必ずしも望ましいとは限らない状況にあったとしても、地域金融機関として公的役割を担う立場からすればその持つ役割は大きい。この意味で、概して全国地方銀行より有価証券保有が高水準 (預貸率) である中銀の地方債・地方公社債引受けのもつ意味は極めて大きいことは注目に値する³¹⁾。

中銀のような、県の財政収入の 70~80% を国庫補助金等に依存していて、地方交付税や補助金を通じて公共事業費・産業経済費など、多額の政府資金が公金として全て収納される「後進地

域」の指定金融機関にとっては、指定金融機関であるがゆえに地方自治体の金融との調和が求められる。その大きな接点の1つが地方債（「地方緑故債」）の引受けであることは疑いない。

その意味では、最終的には、1963年の地方自治法の改正により金庫制度から預金制度に変更されたことにともない、金庫内の公金を死蔵することなく自由に運用できるようになり、公金が円滑に活用できるようになったことが重要である³²⁾。すなわち、金庫制度の下では、金庫事務を取扱う金融機関が単に地方公共団体の財務機関の1つとして現金の出納および保管事務を行うのみで、保管金がどんなに多額に達しても、その資金を金融機関が自由に営業資金に組み入れて一般金融市場で運用することが許されなかったが、預金制度に変わり、地方公共団体の収入は全て取扱い金融機関の預金とし、経費は小切手をもって支払をさせ、地方公共団体の現金は一部の支払準備として置くほかは当該金融機関の営業資金に繰り入れて、一般の預金と同じように運用できるようになった。このことが、指定金融機関に指定された地方銀行にとって公金取り扱い上、金融機関としての自立性（独立性）を発揮することにもつながったと思える。また、中銀は、指定金融機関として県財政との深い関わりあいを通して、「後進地域」の開発金融の役割を担ったともいえるのである。

しかしながら、公金の自主運用は、自治体の日々の資金繰りから生じる一時的な余裕金である歳計現金の運用を意味するから、歩留まりの大部分を支払い準備金として留保しておかなければならない短期的な資金と長期的な貸出金とは単純に対応できないし、「地方緑故債」における低応募者利回りや非流動性は問題であったにしろ（発行市場、流通市場の問題）、金融機関としての自立性（独立性）を保ちつつも、国民生活と密接な関係をもつ行政を担う地方公共団体との繋がりをより強めていく中から、特に「低開発地域」においては、地域社会とのより深い結びつき築き上げていかざるを得なかったともいえよう。

おわりに

特に1960年代後半から、国民経済と国民生活の均衡ある発展を図るために、「後進地域」に対する開発促進を促すべく、国の補助金と税など税財政によるバックアップ策や補填策が取られてきた。すなわち、国庫負担率のかさ上げなどによる高率補助金の適用や、租税特別措置法による譲渡所得、事業用資産の買換えの特例、減価償却の特例（特別償却）、地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の課税免除または不均一課税と、それらの減収額を基準財政収入額から控除する地方交付税措置、などがそれぞれである。しかし、そこには、ともすると国の開発における割り当て方式と地域のご都合主義の複合が垣間見られ、また、開発地区指定をめぐる、通産省や経済企画庁など管轄官庁への陳情合戦が行われてきたことも事実である。

本稿で取り上げた山梨県においても、首都圏内地域として、全国総合開発計画における整備地域として国の財政支援を受けながら地域開発政策を進めてきたのであるが、その結果が当初の狙いであった開発促進にともなう所得格差の是正に役立ったかどうかという点は、長期的視点から

検討する必要があるにしろ、以下の点については十分検討する余地が残されている。すなわち、国のバックアップをもとに県が進めた重点開発方式が県内地域格差を生みだしたといわれる点である。例えば、1955年から1960年にかけて県民所得は全国38位から21位に上がり、その間の所得の増加率は182%である一方、土地生産性、労働生産性、人口1人当たり基準財政収入額、人口1人当たり道路延長キロなどの県内地域間格差が指摘されていたことなどである³³⁾。つまり、地域格差の是正は単に地域「間」格差だけでなく、地域「内」格差の是正も伴うべきものであるが、それに対する意識や政策意図がはなはだ希薄であったと言わざるを得ない。この指摘に関しては今後さらに検討する必要があるが、とにかく、この点の認識を欠くと、地域格差の是正、所得格差の是正がかえって新たな格差を生むことになりかねないであろう。新たな格差を作り出すような政策は格差是正策に値しないと考えざるを得ない。この点、地域開発政策と表裏の関係にある地域過疎対策の評価にも連なる問題を含んでいる。過疎対策が地域開発政策の単なる延長線上にあってはならないはずであるのに、既にみた如く、財政上の措置などには政策上の重複がみられる。

なお、「後進地域」における指定金融機関の積極的役割については、公的預金の受け入れや地方公共団体への一時貸出などの短期資金の供給とは別に、いわゆる縁故地方債の最大の引き受け手であり、地方開発公社（山梨県で住宅供給公社、土地開発公社が設立されたのは1968年）などへの主力資金供給機関としての長期金融分野での役割をも検討し、定量的にも押さえなければならぬが、この点の検討は別稿に譲ることにしたい。

このことも関係するが、公債依存度の高い山梨県財政への県債引き受けによる寄与が、指定金融機関である中銀にとってはどの程度、ビジネス足りうるのかという観点からすれば、それは景気に左右される資金需給の動向や県内では主流の中小企業融資との関連などを通して検討していかねばならないだろう。県債引き受けなどを通じる「後進地域」への金融的寄与よりも、ビジネスに経営戦略の軸足を置くならば、「倒産（デフォルトリスク）がない」自治体相手の経営は「健全経営」には繋がるかも知れないが、より「利益があがるビジネス」であるかどうかは自明ではないからである。また、有価証券投資の中味（国債や特に社債（金融債）とのポートフォリオ・セレクション）を検討しなければならないであろう。

注

- 1) たとえば、「地域開発金融の推移と現状」『日本開発銀行調査月報』1963年11月を参照。
- 2) 自治省『地方財政制度史料』第9巻、491頁。
- 3) 適用団体、適用事業などの解説としては、茨木広「後進地域の開発促進措置について」『地方自治』159号、1961年3月を参照。茨木広は当時の自治省財政再建課長。
- 4) 大蔵省財政史室編『昭和財政史（昭和27年～48年）』第2巻、172-173頁。
- 5) 藤田武夫『現代日本地方財政史（中巻）』日本評論社、385頁。
- 6) 山梨県の「地財法」適用と財政再建問題については、『山梨県史（通史編6）』（近現代2）第3章第3節5、を参照。

- 7) 「地財法」による国の補助のかさ上げ率は19%といわれ、「国の負担割合の特例に関する法律」によるかさ上げ率より6ポイント少なかった。「県財政と再建指定の解除」『山梨日日新聞』1961年7月22日社説。
- 8) 『山梨県議会会議録』(昭和36年4月17日開会閉会臨時会・昭和36年6月30日開会昭和36年7月14日開会定例会) 91-92頁。
- 9) 国庫支出金等の金額は各年度、山梨県『歳入歳出決算報告書』。
- 10) 「工業開発促進法」の意義については、大塩洋一郎「低開発地域工業開発促進法について」『地方自治』171号、1962年3月、を参照。
- 11) 「工業開発促進法」に関連して、地域開発と特別償却の特例について検討した論文に、中田信正「地域開発と税制」(『桃山学院大学経済学論集』第5巻1・2号合併号、1963年12月)がある。同論文は「税制はあく迄も誘導策であり、直接的な施策ではなく、その限りでの限界を知る必要がある」としつつ、他方では、特別償却が無利子の政府資金の補助が行われるのと同じであり、自己資本が過少であり、内部留保も少なく、資金調達も困難な現状においては特別償却による内部留保と減税措置のもたらす効果は民間企業等の地域進出の重要な決定要因となる、としている。
- 12) 1959年度から発足した日本開発銀行の地方開発融資は、1961年度下半期から甲信(長野、山梨)および北関東3県(茨城、群馬、栃木)の後進地域に対して地方開発融資の道を開き、「工業開発促進法」の第1次工業開発地区の指定を契機にして本州中央部を融資対象地域に加えていた。この点、相川尚武『地域開発と金融』東洋経済新報社、1964年、154-155頁。
- 13) 全国での「工業開発地区」数については、前掲、「地域開発金融の推移と現状」『日本開発銀行調査月報』参照。
- 14) その後2回にわたって拡大等が行われ、後にふれる首都圏整備法に基づく「甲府都市開発区域」の指定に関連して、1967年9月以降は甲府市など1市2町3村の名称も「甲府西部地区」と改称された。尚、1次指定後、指定された工業開発地区は中巨摩郡八田町、白根町、若草町、櫛形町、甲西町、韮崎市、北巨摩郡双葉町、明野村地区と西八代郡市川大門町、三珠町、南巨摩郡増穂町、鰍沢町地区の2地区である。山梨県『県勢の現況』(第1部県勢の基盤)1976年3月参照。
- 15) 『甲府市史』資料編、第8巻、175頁。
- 16) 『定例山梨県議会会議録』(昭和37年6月29日開会37年7月14日閉会)109頁。なお、既に首都圏整備法によって首都圏整備地域に入っている場合は、首都圏整備委員会経由で申請することになっており、現実には首都圏整備法による市街地開発地域に指定されたところをまず指定することが内部的に決められていたという。
- 17) 「山梨県都市開発区域における県税の特別措置に関する条例」1969年4月山梨県条例39号。尚、既に見た、低開発地域工業開発地区における県税の特別措置が適用される場合には当条例は除外される。
- 18) これらの計画を基礎に、甲府市においては1970年9月、「甲府市総合計画基本構想」が決定され、「魅力ある文化都市」創りを計画の柱においた。尚、甲府市の「都市基盤の整備」の進捗状況については、『甲府市史』(通史編第4巻)、342-355頁を参照。
- 19) 山梨県の過疎対策については、『山梨県史』(通史編6)、第5章第3節6を参照
- 20) 1972年3月「山梨県工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例」(山梨県条例第9号)。
- 21) 前掲、相川尚武『地域開発と金融』第3章参照。
- 22) 山梨中央銀行『創業百年史』435-436頁。
- 23) 「山梨県財政の概貌」(日銀甲府支店『金融経済旬報及月報』昭和26年)。
- 24) 「県財政極度に逼迫」(日銀甲府支店『経済金融月報』昭和28年)。
- 25) 前掲、『創業百年史』479頁。
- 26) 指定金融機関制度の趣旨や指定状況、問題点などについては、さしあたり、池上和夫「地方財政と地方銀行」(地方金融史研究会『戦後地方銀行史(Ⅱ)』東洋経済新報社、1994年、第9章)を参照。
- 27) 吉山 治「地方自治法上の金融機関の位置付けについて」『地方自治』479号、1987年10月。

- 28) 「山梨県規則」第63号，1957年12月26日。
- 29) 名取忠彦「私なき献身の生活」天野久翁顕彰会編『天野久の生涯』1973年，472頁。
- 30) 山梨中央銀行業務部「日本の経済地図山梨県」（『金融ジャーナル』第5巻第3号，1964年3月）。
- 31) 特に1962年以降，地銀各社の有価証券所運用が急激に低下したことにより地方債の所有割合が比較的高かった中銀の預証率は地銀水準を上回るものとなった。前掲，『創業百年史』483頁。
- 32) 金庫制度から預金制度への移行などの歴史的変遷については，小林 武「金融機関の指定の沿革と実態」『地方自治』436号，1984年3月を参照の事。
- 33) 『昭和38年9月定例山梨県議会会議録』131-132頁，有泉亨議員の質問。